

社会福祉法人指導監査結果

1. 指導監査実施日時 平成28年1月21日(木)
 2. 法人名称及び住所 社会福祉法人手をつなぐ福祉会
 鳥取市商栄町203-11
 3. 実地・書面の別 実地検査
 4. 監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
 5. 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
I-4 評議員会の状況	評議員の委嘱にあたって就任承諾書のない者が4人見受けられた。今後適切に処理すること。	
III-2 資金産管の状況	基本金が、12,157,131円と記載されているが確認できなかったので、詳細を報告すること。	
III-3 会計管理の状況	貴法人経理規程第24条の規定によると、小口現金の限度額は3万円となっているが、規定された限度額を超えた日がある。貴法人経理規程に則って会計処理を行うこと。 また、小口現金で支払うべきでないものが支払われていた。小口現金出納帳と現金出納帳を区別して記帳すること。	
III-3 会計管理の状況	月次報告は、貴法人経理規程第27条の規定によると、会計責任者は、各経理区分ごとに毎月末日に月次試算表及び予算管理月報を作成し、翌月15日までに理事長に提出することとなっているが、作成日及び理事長の確認日が不明であった。貴法人経理規程に則って処理すること。	
III-3 会計管理の状況	貴法人経理規程第26条の規定によると、会計責任者は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合することとなっているが、確認できる書類が見受けられなかった。 貴法人経理規程に則って処理すること。	
III-3 会計管理の状況	貴法人経理規程第40条の規定によると、固定資産の現物管理を行うため、管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理するために、固定資産管理責任者を任命することとなっているが、任命されていない。貴法人経理規程に則って任命すること。	